



# 川崎南支部だより

第543号 (令和5年3月発行)

発行者  
(公社)神奈川労務安全衛生協会  
川崎南支部  
川崎区榎町5-13小林ビル101  
電話 044-221-9082  
FAX 044-221-9083  
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp  
編集 広報委員会

## 令和5年 労働安全衛生祈願祭 川崎南支部

1月12日(木)、神奈川労務安全衛生協会川崎南支部の令和5年安全衛生祈願祭が、川崎の稻毛神社において、執り行われました。

当日は、川崎南労働基準監督署の松本署長・高橋安全衛生課長にご出席いただき、川崎南支部の岡支部長、各部会の正副部会長と各委員会の正副委員長ならびに会計監査、事務局等の総勢20名の参加になりました。

令和4年は第13次労働災害防止推進計画の最終年でした。川崎南労働基準監督署管轄の労働災害は、死亡災害は1件でした。

しかし、4日以上の休業災害は873件(速報値)と前年に対して55.9%増でした。労働災害の撲滅、安心で安全な職場作り、川崎南支部関係各社のより一層の発展ならびに安全衛生活動が充実されることを参加者全員で祈願しました。



稻毛神社での安全衛生祈願祭



### <稻毛神社について>

稻毛神社は、JR川崎駅から徒歩10分程の国道16号線沿いにあり、人生の試練困難や病気に打ち勝ち、和を与える由緒ある神社として有名です。創建の年代は明らかではありませんが、御神木大銀杏の樹齢が1千年と推定されることから、景行天皇や欽明天皇にゆかりをもつ川崎の古社である。

古くは、武甕槌宮(タケミカツ

チノミヤ)と称され、大都市「川崎」の守り神として街の発展を見守ってきました。初詣に始まり、節分祭、夏祭り(山王祭)、秋の菊祭り、有名人の絵馬など、年間を通して多くの行事や人で賑わい、川崎市民にこよなく親しまれています。また、厄除や交通安全、お宮参りや七五三などでご神徳を求める参拝客も多く訪れています。

中小企業の事業主の皆さまへ

**2023年4月1日から**

# 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

**◆改正のポイント**  
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

<b>(2023年3月31日まで)</b> <p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%</p>	<b>(2023年4月1日から)</b> <p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ</p>
--	--

1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
60時間以下	<b>60時間超</b>
大企業	25%
中小企業	<b>25%</b>

1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
60時間以下	<b>60時間超</b>
大企業	25%
中小企業	<b>50%</b>

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare


中小企業庁

## 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

### 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

### 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

### 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。

#### (就業規則の記載例)

##### (割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- (1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
- ① 時間外労働60時間以下···25%
  - ② 時間外労働60時間超···50%
- (以下、略)



助成金のご案内	
働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成 
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成 
相談窓口のご案内	
労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。 
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 
産業保健総合支援センター	医師による直接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。 
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポート」で検索 

(2022.4)

事業者・一人親方の皆さまへ

**2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は  
以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます**

- 1 作業を請け負わせる一人親方等**
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

#### ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務)が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

#### 法令改正の主な内容

##### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、下請業者)に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる(または請負人に設備の使用を許可する)等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

##### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避されること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

## 教育労務部会です!!

会員事業場の皆さん、こんにちは、我々は教育労務部会です。

当部会は、部会長1名、副部会長1名、幹事6名と講師10名で運営しています。

主な活動内容は、新入社員、管理監督者に対する安全衛生教育になります。

新入社員教育を4月に開催し、職長教育を年4回、安全管理者選任時研修を年2回、職長等に対する能力向上教育は、年3回、安全管理者に対する能力向上教育は、年2回開催しております。

新入社員教育は、安全衛生規則第59条に基づき、1日間コースを実施しています。

職長教育は、労働安全衛生法第60条に基づき、2日間コースを実施しています。

安全管理者選任時研修については、平成18年4月に労働安全衛生法が改正され、2日間コースを実施しています。

製造業における職長等に対する能力向上は、労働安全衛生法第19条の2第1項に基づき、努力・義務化になったため、1日コースで実施しています。

安全管理者能力向上教育は、労働安全衛生法第19条の2第2項に基づき、努力・義務化され、1日コースで実施しています。



コロナ禍でも、感染防止に対処しながら、多くの企業の方々が受講され、受講者には南支部から修了証を交付させていただいております。

これからも当部会は、コロナの感染防止対策を講じながら、講師と幹事の皆さんと一緒に協力し合い、会員事業場の皆さんへの教育活動を推進し、ゼロ災害を目指に企業における労働者の安全と健康・快適な職場づくりを促進する人の育成に貢献してまいりますので、各教育への参加および部会活動に、ご支援とご協力を御願い申し上げます。

(教育労務部会)

### 川崎南支部行事予定

開催日	曜日	開催時間	内 容	開催場所	募集人員
4月6日	木	13:30	新入社員安全衛生教育講習会	カルツツかわさき	45名
4月7日	金	9:30	会計監査	川崎南支部事務所	役員
4月26日	水	13:00	支部定時総会	川崎市産業振興会館	50名
4月26日	水	14:30	行政方針説明会	川崎市産業振興会館	300名
5月17日	水	9:25	製造業における職長等の能力向上教育	カルツツかわさき	45名
5月29日	月	10:00	安全管理者選任時研修	カルツツかわさき	45名
5月30日	火	10:00			
6月7日	水	13:30	全国安全週間川崎南地区推進大会	川崎市産業振興会館	300名
6月8日	木	13:30	監督署届出手続講習会	カルツツかわさき	60名
6月12日	月	9:45	衛生推進者・安全衛生推進者養成講習会	カルツツかわさき	60名
6月13日	火	9:15			
6月22日	木	9:40	有機溶剤作業主任者教育	カルツツかわさき	60名
6月23日	金	10:00	危険予知(KY)トレーナー養成講習会	カルツツかわさき	60名
6月27日	火	9:40			
6月28日	水	9:15	職長教育	カルツツかわさき	45名